

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|------------|--|
| 1～3 (略) | (略) |
| 4 X i サービス | モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、F O M A サービス (F O M A サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、J W S I M サービス (J a p a n W e l c o m e S I M サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、卸 F O M A サービス及び卸 X i サービス (卸携帯電話サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。) 以外のもの |
| 5～62 (略) | (略) |

第 2 章～第 8 章 (略)

第 9 章 通 信

第 1 節 (略)

第 2 節 通 信 利 用 の 制 限

(通信利用の制限)

第 45 条 X i サービス、F O M A サービス及び J W S I M サービス並びに回線卸 X i 及び回線卸 F O M A (卸携帯電話サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5 (通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供している X i サービス (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、) 以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

2～9 (略)

(注) (略)

第 46 条～第 46 条の 2 (略)

第 3 節～第 4 節 (略)

第 10 章～第 14 章 (略)

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|------------|---|
| 1～3 (略) | (略) |
| 4 X i サービス | モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、F O M A サービス (F O M A サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、OFFICEED サービス (OFFICEED サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、卸 F O M A サービス及び卸 X i サービス (卸携帯電話サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。) 以外のもの |
| 5～62 (略) | (略) |

第 2 章～第 8 章 (略)

第 9 章 通 信

第 1 節 (略)

第 2 節 通 信 利 用 の 制 限

(通信利用の制限)

第 45 条 X i サービス及び F O M A サービス並びに回線卸 X i 及び回線卸 F O M A (卸携帯電話サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5 (通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供している X i サービス (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、) 以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

2～9 (略)

(注) (略)

第 46 条～第 46 条の 2 (略)

第 3 節～第 4 節 (略)

第 10 章～第 14 章 (略)

料金表
通則 (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

1 適用

| 通 信 料 の 適 用 | | | | | |
|--|--|--|--------------|--|------------------|
| (略) | (略) | | | | |
| (4) ユビキtas定期複数契約割引 (ユビキtasプラン割引) に係る適用等 | <p>ア ユビキtas定期複数契約割引 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、X i ユビキtas及び F O M A ユビキtasに係る料金その他の債務を契約者ごと一括して請求 (以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者 (契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。) に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。以下この欄において同じとします。) している場合に、その一括請求に係る X i ユビキtas及び F O M A ユビキtasの数 (基本使用料を一括請求することとなる第1種 X i ユビキtas及び第1種 F O M A ユビキtas (基本使用料の料金種別がユビキtasプラン S 又はユビキtasプラン M に係るものに限ります。) の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。) 及びあらかじめ申し出のあった1の割引選択期間 (次表に規定するものをいいます。) に応じて、その一括請求に係る第1種 X i ユビキtasの基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ〜ク (略)</p> <p>ケ 当社は、契約者の選択により本割引の適用を開始した暦月から起算して、あらかじめ申出のあった割引選択期間が経過したときは、経過することとなる日 (以下この欄において「割引選択期間満了日」といいます。) に同一の割引選択期間に係る本割引を再度選択したものとみなして取り扱います。</p> <p>ただし、当社が指定する期間中に、かに規定する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>コ〜チ (略)</p> <p>ツ 本割引の適用を受けている契約者は、割引選択期間において、一括請求に係るすべての第1種 X i ユビキtas及び第1種 F O M A ユビキtas (基本使用料の料金種別がユビキtasプラン S 又はユビキtasプラン M に係るものに限ります。) について本割引の適用が廃止となった場合は、適用の廃止となった暦月の前暦月の割引額の算定に係る X i ユビキtas及び F O M A ユビキtasの数1ごとに、次表に規定する額を支払っていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>割引の適用を廃止する申出があった日から起算して割引選択期間満了日までの期間</u></td> <td style="width: 70%;">基本使用料の額 (月額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</td> </tr> </table> | <u>割引の適用を廃止する申出があった日から起算して割引選択期間満了日までの期間</u> | 基本使用料の額 (月額) | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) |
| <u>割引の適用を廃止する申出があった日から起算して割引選択期間満了日までの期間</u> | 基本使用料の額 (月額) | | | | |
| | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) | | | | |

料金表
通則 (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

1 適用

| 通 信 料 の 適 用 | | | | | |
|---|--|---|--------------|--|------------------|
| (略) | (略) | | | | |
| (4) ユビキtas定期複数契約割引 (ユビキtasプラン割引) に係る適用等 | <p>ア ユビキtas定期複数契約割引 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、X i ユビキtas及び F O M A ユビキtasに係る料金その他の債務を契約者ごと一括して請求 (以下この欄において「一括請求」といいます。) している場合に、その一括請求に係る X i ユビキtas及び F O M A ユビキtasの数 (基本使用料を一括請求することとなる第1種 X i ユビキtas及び第1種 F O M A ユビキtas (基本使用料の料金種別がユビキtasプラン S 又はユビキtasプラン M に係るものに限ります。) の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。) 及びあらかじめ申し出のあった1の割引選択期間 (次表に規定するものをいいます。) に応じて、その一括請求に係る第1種 X i ユビキtasの基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>表 (略)</p> <p>イ〜ク (略)</p> <p>ケ 当社は、契約者の選択により本割引の適用を開始した暦月から起算して、あらかじめ申出のあった割引選択期間が経過したときは、経過することとなる日に同一の割引選択期間に係る本割引を再度選択したものとみなして取り扱います。</p> <p>ただし、当社が指定する期間中に、かに規定する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>コ〜チ (略)</p> <p>ツ 本割引の適用を受けている契約者は、割引選択期間において、一括請求に係るすべての第1種 X i ユビキtas及び第1種 F O M A ユビキtas (基本使用料の料金種別がユビキtasプラン S 又はユビキtasプラン M に係るものに限ります。) について本割引の適用が廃止となった場合は、適用の廃止となった暦月の前暦月の割引額の算定に係る X i ユビキtas及び F O M A ユビキtasの数1ごとに、次表に規定する額を支払っていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>割引の適用が廃止となった暦月から割引選択期間満了となる暦月までの期間</u></td> <td style="width: 70%;">基本使用料の額 (月額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</td> </tr> </table> | <u>割引の適用が廃止となった暦月から割引選択期間満了となる暦月までの期間</u> | 基本使用料の額 (月額) | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) |
| <u>割引の適用が廃止となった暦月から割引選択期間満了となる暦月までの期間</u> | 基本使用料の額 (月額) | | | | |
| | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) | | | | |

| | |
|---------------|-----------------|
| 12か月まで | 2,000円 (2,160円) |
| 12か月を超え36か月まで | 3,000円 (3,240円) |
| 36か月を超え60か月まで | 4,000円 (4,320円) |

テ (略)

ト ツ及びテの規定にかかわらず、契約者は、割引選択期間満了日を含む暦月の前暦月は、ツの表に規定する額の支払いを要しません。

ナ 当社は、本割引を選択している契約者から本割引回線群（同一の契約者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に係るものに限ります。）を統合する申出があった場合は、それら本割引回線群のうち割引選択期間及び残月数（その申出があった日を含む暦月から起算して、割引選択期間満了日を含む暦月までの期間をいいます。以下この欄において同じとします。）が最も長い期間となる本割引回線群の割引選択期間及び残月数を適用する新たな1の割引回線群として取り扱います。

第4～第5 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

1 契約ごとに

| 区 分 | 料 金 額 (月額) |
|-------------|---------------------|
| ユニバーサルサービス料 | 税抜額 3 円(税込額 3.24 円) |

(注) (略)

第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表7 (略)

| | |
|---------------|-----------------|
| 12か月まで | 2,000円 (2,160円) |
| 12か月を超え36か月まで | 3,000円 (3,240円) |
| 36か月を超え60か月まで | 4,000円 (4,320円) |

テ (略)

第4～第5 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

1 契約ごとに

| 区 分 | 料 金 額 (月額) |
|-------------|---------------------|
| ユニバーサルサービス料 | 税抜額 2 円(税込額 2.16 円) |

(注) (略)

第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

| 地域 | | 事業者名 | 利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。に係るグループ) | | | |
|-----------|-------------|--|---|-----------------|------------------|----------------|
| | | | 通話モード | 64kb/sデジタル通信モード | データ通信モード | ショートメッセージ通信モード |
| 南・北アメリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| アジア地方 | クウェート国 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | National Mobile Telecommunications Co. | △7 | 二 | △A △● △III | △ |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | ネパール連邦民主共和国 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

| 地域 | | 事業者名 | 利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。に係るグループ) | | | |
|-----------|-------------|------|---|-----------------|----------|----------------|
| | | | 通話モード | 64kb/sデジタル通信モード | データ通信モード | ショートメッセージ通信モード |
| 南・北アメリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| アジア地方 | クウェート国 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | ネパール連邦民主共和国 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|--|-----|-----|-----|-----|---------|---------|-------------------------------------|-------------|-----|-----|-----|
| | | <u>Nepal Doorsanchar Company Limited</u> | (略) | (略) | (略) | (略) | | | Nepal Telecommunication Corporation | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| オセアニア地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | オセアニア地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | ウクライナ | <u>VF Ukraine</u> | (略) | (略) | (略) | (略) | | ヨーロッパ地方 | ウクライナ | MTS Ukraine | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | | (略) | (略) | (略) | (略) |
| ヨーロッパ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | ヨーロッパ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| アフリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | アフリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| | | | | | |
|---------|---------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| ブルキナファソ | <u>Orange Burkina Faso S.A.</u> | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| リベリア共和国 | <u>Orange Liberia</u> | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | | | |

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則 (平成 29 年 6 月 26 日経企第 469 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

| | | | | | |
|---------|---------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| ブルキナファソ | Bharti Airtel Burkina Faso S.A. | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| リベリア共和国 | Cellcom Telecommunications Inc. | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | | | |

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|------------|---|
| 1～3 (略) | (略) |
| 4 FOMAサービス | モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、X i サービス (X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、J W S I M サービス (J a p a n W e l c o m e S I M サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、卸 F O M A サービス及び卸 X i サービス (卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)以外のもの |
| 5～62 (略) | (略) |

第 2 章～第 8 章 (略)

第 9 章 通 信

第 1 節 (略)

第 2 節 通 信 利 用 の 制 限

(通信利用の制限)

第 59 条 F O M A サービス、X i サービス、J W S I M サービス、回線卸 F O M A 及び回線卸 X i (卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 6 (通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供している F O M A (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

2～9 (略)

(注) (略)

第 59 条の 2～第 60 条 (略)

第 3 節～第 4 節 (略)

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|------------|--|
| 1～3 (略) | (略) |
| 4 FOMAサービス | モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、X i サービス、OFFICEED サービス、卸 F O M A サービス及び卸 X i サービス (卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)以外のもの |
| 5～62 (略) | (略) |

第 2 章～第 8 章 (略)

第 9 章 通 信

第 1 節 (略)

第 2 節 通 信 利 用 の 制 限

(通信利用の制限)

第 59 条 F O M A サービス、X i サービス、回線卸 F O M A、及び回線卸 X i (卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 6 (通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供している F O M A (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

2～9 (略)

(注) (略)

第 59 条の 2～第 60 条 (略)

第 3 節～第 4 節 (略)

第 10 章～第 14 章 (略)

料金表
通則 (略)

第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第 1 基本使用料

1 適用

| 通 信 料 の 適 用 | |
|------------------------------|---|
| (略) | (略) |
| (5) 定期包括割引 (ビジネスサーバー) の適用 | <p>ア～タ (略)</p> <p>チ 当社は、本割引を選択している契約者から一括請求 (同一の契約者 (契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。) のものに限ります。) を統合する申出があった場合は、最低利用額が 100 万円以上の一括請求に係る F O M A を最低利用額が 10 万円又は 50 万円の一括請求に係る F O M A に統合する場合を除き、それら一括請求に係る F O M A のうち割引選択期間及び残月数 (その申出があった日を含む暦月から起算して、割引選択期間が経過することとなる日を含む暦月までの期間をいいます。以下この欄において同じとします。) が最も長い期間となる一括請求に係る割引選択期間、残月数及び最低利用額を、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から適用する新たな 1 の一括請求として取り扱います。</p> <p>ツ チの場合において、タに規定する料金額の算定方法については、統合前の一括請求に係る F O M A ごとに本割引の適用を開始した暦月から起算してその統合の申出を行った日を含む暦月までの本割引に係る基本使用料の割引額を合計した額にタに規定する係数を乗じて得た額及び統合後の一括請求に係る F O M A の統合があった日を含む暦月から起算してその廃止のあった日を含む暦月までの本割引に係る基本使用料の割引額を合計した額にタに規定する係数を乗じて得た額を合計した額とします。</p> <p>テ 本割引の適用を受けている F O M A については、(2)に規定する基本使用料の減額は適用しません。</p> <p>ト 本割引を選択している契約者からの申出により F O M A に係る料金その他の債務を当社が別に定めるところにより分割して請求する場合については、当社はそれを一括請求とみなして、本割引を適用します。</p> <p>ナ トの規定は、(6)の規定、第 3 (通信料) の 1 の(7)の規定及び第 3 の 1 の(15)の規定において準用します。</p> <p>ニ 定額料については、日割は行いません。</p> <p>ヌ 通則第 3 項 (料金の計算方法等) 及び第 4 項の規定により基本使用料を日割するときは、アの規定により算定した額を日割して適用します。</p> |
| (5) の 2 ユビキタス定期複数契約割引 (ユビキタス | <p>ア ユビキタス定期複数契約割引 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、X i ユビキタス及び F O M A ユビキタスに係る料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求 (以</p> |

第 10 章～第 14 章 (略)

料金表
通則 (略)

第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第 1 基本使用料

1 適用

| 通 信 料 の 適 用 | |
|------------------------------|--|
| (略) | (略) |
| (5) 定期包括割引 (ビジネスサーバー) の適用 | <p>ア～タ (略)</p> <p>チ 本割引の適用を受けている F O M A については、(2)に規定する基本使用料の減額は適用しません。</p> <p>ツ 本割引を選択している契約者からの申出により F O M A に係る料金その他の債務を当社が別に定めるところにより分割して請求する場合については、当社はそれを一括請求とみなして、本割引を適用します。</p> <p>テ ツの規定は、(6)の規定、第 3 (通信料) の 1 の(7)の規定及び第 3 の 1 の(15)の規定において準用します。</p> <p>ト 定額料については、日割は行いません。</p> <p>ナ 通則第 3 項 (料金の計算方法等) 及び第 4 項の規定により基本使用料を日割するときは、アの規定により算定した額を日割して適用します。</p> |
| (5) の 2 ユビキタス定期複数契約割引 (ユビキタス | <p>ア ユビキタス定期複数契約割引 (以下この欄において「本割引」といいます。) とは、X i ユビキタス及び F O M A ユビキタスに係る料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求 (以</p> |

| <p>プラン割引)の適用</p> | <p>下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。以下この欄において同じとします。）している場合に、その一括請求に係るX i コピキタス及びF O M A コピキタス等の数（第1種X i コピキタス及び第1種F O M A コピキタス（基本使用料の料金種別がコピキタスプランS又はコピキタスプランMに係るものに限り。）の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。）及びあらかじめ申し出のあった割引選択期間（次表に規定するものをいいます。）に応じて、その一括請求に係るF O M A コピキタスの基本使用料（料金種別がコピキタスプランS又はコピキタスプランMであるものに限り。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>表（略） イ～キ（略） ク 当社は、契約者の選択により本割引の適用を開始した暦月から起算して、あらかじめ申し出のあった割引選択期間が経過したときは、経過することとなる日（以下この欄において「割引選択期間満了日」といいます。）に同一の割引選択期間に係る本割引を再度選択したものとみなして取り扱います。 ただし、当社が指定する期間中に、オに規定する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>ケ～ス（略） セ 本割引の適用を受けている契約者は、割引選択期間において、一括請求に係るすべての第1種X i コピキタス及び第1種F O M A コピキタス（基本使用料の料金種別がコピキタスプランS又はコピキタスプランMに係るものに限り。）について本割引の適用が廃止となった場合は、適用の廃止となった暦月の前暦月の割引額の算定に係るX i コピキタス及びF O M A コピキタスの数1ごとに、次表に規定する額を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="392 901 1086 1252"> <thead> <tr> <th>割引の適用を廃止する申出があった日から起算して割引選択期間満了日までの期間</th> <th>支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>次の税抜額（かっこ内は税込額）</td> </tr> <tr> <td>12か月まで</td> <td>2,000円 (2,160円)</td> </tr> <tr> <td>12か月を超え36か月まで</td> <td>3,000円 (3,240円)</td> </tr> <tr> <td>36か月を超え60か月まで</td> <td>4,000円 (4,320円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ソ（略） タ セ及びソの規定にかかわらず、契約者は、割引選択期間満了日を含む暦月の前暦月は、セの表に規定する額の支払いを要しません。 チ 当社は、本割引を選択している契約者から一括請求（同一の契約者（契約者と相互に</p> | 割引の適用を廃止する申出があった日から起算して割引選択期間満了日までの期間 | 支払いを要する額 | | 次の税抜額（かっこ内は税込額） | 12か月まで | 2,000円 (2,160円) | 12か月を超え36か月まで | 3,000円 (3,240円) | 36か月を超え60か月まで | 4,000円 (4,320円) | <p>プラン割引)の適用</p> | <p>下この欄において「一括請求」といいます。）している場合に、その一括請求に係るX i コピキタス及びF O M A コピキタス等の数（第1種X i コピキタス及び第1種F O M A コピキタス（基本使用料の料金種別がコピキタスプランS又はコピキタスプランMに係るものに限り。）の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。）の契約者識別番号の数をいいます。以下この欄において同じとします。）及びあらかじめ申し出のあった割引選択期間（次表に規定するものをいいます。）に応じて、その一括請求に係るF O M A コピキタスの基本使用料（料金種別がコピキタスプランS又はコピキタスプランMであるものに限り。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>表（略） イ～キ（略） ク 当社は、契約者の選択により本割引の適用を開始した暦月から起算して、あらかじめ申し出のあった割引選択期間が経過したときは、経過することとなる日に同一の割引選択期間に係る本割引を再度選択したものとみなして取り扱います。 ただし、当社が指定する期間中に、オに規定する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>ケ～ス（略） セ 本割引の適用を受けている契約者は、割引選択期間において、一括請求に係るすべての第1種X i コピキタス及び第1種F O M A コピキタス（基本使用料の料金種別がコピキタスプランS又はコピキタスプランMに係るものに限り。）について本割引の適用が廃止となった場合は、適用の廃止となった暦月の前暦月の割引額の算定に係るX i コピキタス及びF O M A コピキタスの数1ごとに、次表に規定する額を支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1433 901 2128 1252"> <thead> <tr> <th>割引の適用が廃止となった暦月から割引選択期間満了となる暦月までの期間</th> <th>支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>次の税抜額（かっこ内は税込額）</td> </tr> <tr> <td>12か月まで</td> <td>2,000円 (2,160円)</td> </tr> <tr> <td>12か月を超え36か月まで</td> <td>3,000円 (3,240円)</td> </tr> <tr> <td>36か月を超え60か月まで</td> <td>4,000円 (4,320円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ソ（略）</p> | 割引の適用が廃止となった暦月から割引選択期間満了となる暦月までの期間 | 支払いを要する額 | | 次の税抜額（かっこ内は税込額） | 12か月まで | 2,000円 (2,160円) | 12か月を超え36か月まで | 3,000円 (3,240円) | 36か月を超え60か月まで | 4,000円 (4,320円) |
|---------------------------------------|--|---------------------------------------|----------|--|-----------------|--------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|------------------|---|------------------------------------|----------|--|-----------------|--------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 割引の適用を廃止する申出があった日から起算して割引選択期間満了日までの期間 | 支払いを要する額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 次の税抜額（かっこ内は税込額） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12か月まで | 2,000円 (2,160円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12か月を超え36か月まで | 3,000円 (3,240円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 36か月を超え60か月まで | 4,000円 (4,320円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割引の適用が廃止となった暦月から割引選択期間満了となる暦月までの期間 | 支払いを要する額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 次の税抜額（かっこ内は税込額） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12か月まで | 2,000円 (2,160円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12か月を超え36か月まで | 3,000円 (3,240円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 36か月を超え60か月まで | 4,000円 (4,320円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)に係るものに限ります。)を統合する申出があった場合は、それら一括請求のうち割引選択期間及び残月数(その申出があった日を含む暦月から起算して、割引選択期間満了日を含む暦月までの期間をいいます。以下この欄において同じとします。)が最も長い期間となる一括請求の割引選択期間及び残月数を適用する新たな1の一括請求として取り扱います。

(略) (略)

第4～第5 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

| 区 分 | | 単 位 | 料 金 額 (月額) |
|-------------|-----|-----------|---------------------|
| ユニバーサルサービス料 | 基本額 | 1 契約ごとに | 税抜額 3 円(税込額 3.24 円) |
| | 加算額 | 1 追加番号ごとに | 税抜額 3 円(税込額 3.24 円) |

(注) (略)

第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表8 (略)

(略) (略)

第4～第5 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

| 区 分 | | 単 位 | 料 金 額 (月額) |
|-------------|-----|-----------|---------------------|
| ユニバーサルサービス料 | 基本額 | 1 契約ごとに | 税抜額 2 円(税込額 2.16 円) |
| | 加算額 | 1 追加番号ごとに | 税抜額 2 円(税込額 2.16 円) |

(注) (略)

第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

| 地域 | | 事業者名 | 利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。に係るグループ) | | | |
|-------------|--------|--|---|-----------------|------------------|----------------|
| | | | 通話モード | 64kb/sデジタル通信モード | データ通信モード | ショートメッセージ通信モード |
| 南・北アメリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| アジア地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | クウェート国 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | National Mobile Telecommunications Co. | △7 | 二 | △A △● △III | △ |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| ネパール連邦民主共和国 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | |

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

| 地域 | | 事業者名 | 利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。に係るグループ) | | | |
|-------------|--------|------|---|-----------------|----------|----------------|
| | | | 通話モード | 64kb/sデジタル通信モード | データ通信モード | ショートメッセージ通信モード |
| 南・北アメリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| アジア地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | クウェート国 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| ネパール連邦民主共和国 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|--|-----|-----|-----|-----|---------|-------|-------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | <u>Nepal Doorsanchar Company Limited</u> | (略) | (略) | (略) | (略) | | | Nepal Telecommunication Corporation | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| オセアニア地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | オセアニア地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| ヨーロッパ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | ヨーロッパ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| | ウクライナ | <u>VF Ukraine</u> | (略) | (略) | (略) | (略) | | ウクライナ | MTS Ukraine | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| アフリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | アフリカ地方 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | |

| | | | | | | |
|-----|---------|---------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| | | <u>Orange Burkina Faso S.A.</u> | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | ブルキナファソ | | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | リベリア共和国 | <u>Orange Liberia</u> | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|---------|---------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| | | Bharti Airtel Burkina Faso S.A. | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | ブルキナファソ | | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | リベリア共和国 | Cellcom Telecommunications Inc. | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | | | | |

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 29 年 6 月 26 日経企第 469 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 (月額) |
|-------------|---------|-------------------|
| ユニバーサルサービス料 | 1 契約ごとに | 税抜額 3円(税込額 3.24円) |

第6 (略)

第2表～第5表 (略)

別表 (略)

附 則 (平成 29 年 6 月 26 日経企第 469 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 (月額) |
|-------------|---------|-------------------|
| ユニバーサルサービス料 | 1 契約ごとに | 税抜額 2円(税込額 2.16円) |

第6 (略)

第2表～第5表 (略)

別表 (略)

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表
通則 (略)

第1表

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

| 料 金 種 別 | | 単 位 | 料 金 額 (月額) |
|-------------|-----|---------------------|---------------------|
| ユニバーサルサービス料 | 基本額 | 1 契約ごとに | 税抜額 3 円(税込額 3.24 円) |
| | 加算額 | 1 着信課金番号ごとに | 税抜額 3 円(税込額 3.24 円) |
| | | 1 センタ側課金番号ごとに | 税抜額 3 円(税込額 3.24 円) |
| | | 1 I P 電話番号ごとに | 税抜額 3 円(税込額 3.24 円) |
| | | 1 GW接続用 I P 電話番号ごとに | 税抜額 3 円(税込額 3.24 円) |

(注) (略)

第2表～第3表 (略)

別表 (略)

附 則 (平成 29 年 6 月 26 日経企第 469 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前
のとおりとします。

第1章～第13章 (略)

料金表
通則 (略)

第1表

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

| 料 金 種 別 | | 単 位 | 料 金 額 (月額) |
|-------------|-----|---------------------|---------------------|
| ユニバーサルサービス料 | 基本額 | 1 契約ごとに | 税抜額 2 円(税込額 2.16 円) |
| | 加算額 | 1 着信課金番号ごとに | 税抜額 2 円(税込額 2.16 円) |
| | | 1 センタ側課金番号ごとに | 税抜額 2 円(税込額 2.16 円) |
| | | 1 I P 電話番号ごとに | 税抜額 2 円(税込額 2.16 円) |
| | | 1 GW接続用 I P 電話番号ごとに | 税抜額 2 円(税込額 2.16 円) |

(注) (略)

第2表～第3表 (略)

別表 (略)

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第15章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金

第1～第5 (略)

第2表～第5表 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

| 区 分 | | 単 位 | 料金額 (月額) |
|-------------|-----|-----------|-------------------------|
| | | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) |
| ユニバーサルサービス料 | 基本額 | 1 契約ごとに | 税抜額 3 円 (税込額 3.24 円) |
| | 加算額 | 1 追加番号ごとに | 税抜額 3 円 (税込額 3.24 円) |

(注) (略)

別表1～別表6 (略)

附 則 (平成 29 年 6 月 26 日経企第 469 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

[現 行]

第1章～第15章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金

第1～第5 (略)

第2表～第5表 (略)

第6 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

| 区 分 | | 単 位 | 料金額 (月額) |
|-------------|-----|-----------|-------------------------|
| | | | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) |
| ユニバーサルサービス料 | 基本額 | 1 契約ごとに | 税抜額 2 円 (税込額 2.16 円) |
| | 加算額 | 1 追加番号ごとに | 税抜額 2 円 (税込額 2.16 円) |

(注) (略)

別表1～別表6 (略)

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社NTTドコモ（以下、「当社」といいます。）は、このJapan Welcome SIMサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりJapan Welcome SIMサービス（以下「JWSIMサービス」といい、当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|------------------|--|
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3 モバイルマルチメディア通信網 | SC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-SSMA方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。） |
| 4 JWSIMサービス | モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、FOMAサービス（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、Xiサービス（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、卸FOMAサービス及び卸Xiサービス（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの |
| 5 JWSIMサービス取扱所 | (1) JWSIMサービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりJWSIMサービスに関する契約事務を行う者の事業所 |
| 6 JWSIM契約 | 当社からJWSIMサービスの提供を受けるための契約 |

| | |
|--------------|--|
| 7 契約者 | 当社と J W S I M 契約を締結している者 |
| 8 移動無線装置 | (1) 携帯して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置 (2) 自動車その他の陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）を移動するものに設置して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置 |
| 9 無線基地局設備 | 移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備 |
| 10 取扱所交換設備 | J W S I M サービス取扱所に設置される交換設備 |
| 11 契約者回線 | J W S I M サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線 |
| 12 S I M カード | 契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、J W S I M サービスの提供のために契約者に貸与するもの |
| 13 端末設備 | 契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの |
| 14 自営端末設備 | 契約者が設置する端末設備 |
| 15 自営電気通信設備 | 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 16 相互接続点 | 当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（事業法第33条及び第34条の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点 |
| 17 協定事業者 | 当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者 |
| 18 相互接続通信 | 相互接続点との間の通信 |
| 19 契約者回線等 | (1) モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回 |

| | |
|-----------|---|
| | 線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点 |
| 20 消費税相当額 | 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

第2章 JWSIMサービスの種類等
(JWSIMサービスの種類)

第4条 JWSIMサービスには、次の種類があります。

| 種 類 | 内 容 |
|-----------|---|
| JWSIMサービス | 当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(当社が貸与するSIMカードを装着したものに限り、)との間に電気通信回線を設定して提供するもの |

(営業区域)

第5条 JWSIMサービスの営業区域は、当社のXiサービス契約約款に定めるXiを利用する場合に準ずるものとします。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、JWSIMサービスを利用することができない場合があります。

第3章 JWSIM契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のJWSIM契約を締結します。
この場合、契約者は、1のJWSIM契約につき1人に限ります。

(JWSIM契約申込等の方法)

第7条 当社はJWSIMサービスを提供するにあたり、dアカウント(「dアカウント規約」の規定に基づき発行されるものをいいます。以下同じとします。)をJWSIMサービスの申込み等を行うための認証に利用します。

2 JWSIM契約の申込みをするときは、当社が別に定める方法により、契約事務を行うJWSIMサービス取扱所にJWSIMサービスを利用するためのdアカウントのIDその他当社所定の事項(以下「契約者情報」といいます。)を登録していただきます。

3 前2項の規定によるほか、JWSIM契約の申込みをする者は、当社が別に定める方法により次表に規定する料金額を支払っていただきます。

1のJWSIM契約ごとに

| 区 分 | 料 金 額 |
|------|------------------------|
| 初期費用 | 税抜額 1,000円(税込額 1,080円) |

4 前項の規定により支払われた料金額は、JWSIMサービスの利用の有無又は契約の解除にかかわらず返還しません。

(注1) 第3項に規定する当社が別に定める方法は、クレジットカード等の決済手段により支払う方法又は当社の提供事業者が取り扱うサービスと組み合わせる支払う方法(以下「クーポン利用」といいます。)とします。

(注2) 第3項の表に規定する料金額は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金が含まれており、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(JWSIM契約申込等の承諾)

第8条 当社は、JWSIM契約の申込み及び初期費用の支払いがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのJWSIM契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) JWSIM契約の申込みをした者がJWSIMサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 前条の規定により登録したdアカウントのIDが既に他のJWSIM契約において登録されているとき。

(3) 契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。

(4) JWSIM契約の申込みをした者の年齢が満20歳に達していないとき。

(5) 第40条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者識別番号)

第9条 JWSIMサービスの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

(契約者情報の変更)

第10条 契約者は、第8条の規定によりJWSIM契約の申込みをしたときに登録した契約者情報に変更があったときは、速やかにJWSIMサービス取扱所においてその内容を修正していただきます。

(契約者が行うJWSIM契約の解除)

第11条 契約者は、当社が契約者からのJWSIM契約の申込みを承諾したときから利用開始認証（JWSIMサービスに係る通信の利用を開始する際に当社が別に定める方法により契約者が行う認証をいいます。以下同じとします。）を行うまでの間に限り、JWSIM契約を解除することができます。

2 契約者は、JWSIM契約を解除しようとするときは、あらかじめJWSIMサービス取扱所に当社が別に定める方法により通知していただきます。

(当社が行うJWSIM契約の解除)

第12条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、そのJWSIM契約を解除することがあります。

(1) JWSIMサービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の申込内容に事実を反する登録を行ったことが判明したとき。

(2) 第10条（契約者情報の変更）の規定に違反したとき並びにその規定により修正した内容について事実を反することが判明したとき。

(3) 第40条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

(4) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(5) 契約者回線に、当社とローミング協定を締結している外国の電気通信事業者に接続することを認められた自営端末設備でないものを接続したとき。

(6) 第17条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）若しくは第21条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果別表の技術基準及び技術的条件又は第16条（自営端末設備の接続）第3項第1号に定める技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

(7) 第18条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）、第19条（自営端末設備の電波法に基づく検査）、第22条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）及び第23条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。

(8) クーポン利用により、第7条（JWSIM契約申込等の方法）に規定する初期費用の支払いを行った場合であって、契約者がその提携事業者が取り扱うサービスの契約を解除したことを当社が確認したとき。

2 前項の規定によるほか、当社は、次のいずれかに該当するときは、そのJWSIM契約を解除します。

(1) JWSIMサービス契約の承諾を行った日から起算して150日を経過するまでの間に、利用開始認証（第11条（契約者が行うJWSIM契約の解除）に規定するものをいいます。）が行われていないとき。

(2) 契約者が利用開始認証を行った日から起算して15日を経過したとき。

第4章 SIMカードの貸与等

第1節 SIMカードの貸与等

(SIMカードの貸与)

第13条 当社は、当社が別に定める方法により契約者へSIMカードを貸与します。この場合において、貸与するSIMカードの数は、1のJWSIM契約につき1とします。

(契約者識別番号の登録等)

第14条 当社は、SIMカードを貸与する場合には、SIMカードについて契約者識別番号その他の情報の登録を行います。

2 当社は、前項の規定によるほか、第9条（契約者識別番号）の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。

(SIMカードの返還等)

第15条 契約者は、次の場合には、当社が別に定める方法により、速やかにそのSIMカードを当社が指定するJWSIMサービス取扱所へ返還又は破棄していただきます。

- (1) JWSIM契約の解除があったとき。
- (2) SIMカードを利用しなくなったとき。

第2節 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第16条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号。以下「技術基準適合証明規則」といいます。）様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合していることが確認できるもの及び当社のJWSIMサービスの契約者回線に接続することができるものに限り、）を接続するときは、契約事務を行うJWSIMサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号又は様式第14号の表示等により当社が別表の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。
 - (2) その接続が別表の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - (3) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
 - (1) 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示等により当社が別表の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。
 - (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 前4項の規定によるほか、当社は、契約者から当社が別に定める方法により外国の無線局（電波法第103条の5に規定するものをいいます。）の自営端末設備の接続の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その自営端末設備が電波法第3章に定める技術基準に相当するものとして総務大臣が別に告示する技術基準に適合していることを当社が確認できないとき。
 - (2) その自営端末設備が当社とローミング協定を締結している外国の電気通信事業者に接続することを認められたものでないとき。
 - (3) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- 6 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前5項の規定に準じて取り扱います。

（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

第17条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別表の技術基準及び技術的条件又は第16条（自営端末設備の接続）第3項第1号に定める技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が同項の技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

第18条 契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条及び次条において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

（自営端末設備の電波法に基づく検査）

第19条 前条に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとし、ます。

第5章 自営電気通信設備の接続

(自営電気通信設備の接続)

第20条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、無線設備規則に適合しているもの及び当社のJWSIMサービスの契約者回線に接続することができるものに限り、）を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行うJWSIMサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。

(1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。

(2) その接続が別表の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

(3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が別表の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第21条 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第17条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第22条 自営電気通信設備（移動無線装置に限り、）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第18条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

第23条 自営電気通信設備（移動無線装置に限り、）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第19条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。

第6章 利用中止等

(利用中止)

第24条 当社は、次の場合には、JWSIMサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第29条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 第9条（契約者識別番号）により、契約者識別番号を変更するとき。

第7章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第25条 通信には、次の種類があります。

| 種 類 | 内 容 |
|----------------|--|
| データ通信モード | (1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s以下、契約者回線への通信においては682Mb/s以下で符号の伝送を行うためのもの（高速通信モード） (2) パケット交換方式により128kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの（128k通信モード） |
| ショートメッセージ通信モード | 制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の受信を行うためのもの |

- 3 契約者は、当社とエリアメールの送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、当社が定める方法により制御信号を利用して受信することができます。
- 4 JWSIMサービスに係る通信の条件については、次に定めるところによります。
 - (1) 契約者は、通信を行うときは、当社が別に定める方法により、あらかじめ利用開始認証を行っていただきます。
 - (2) 契約者は、そのJWSIMサービスの契約者回線から通信を行うときは、当社が別に定める方法により通信の種類をあらかじめ選択していただきます。
 - (3) 契約者は、当社が別に定めるところによりインターネットサービスを利用することができます。
 - (4) 当社は、インターネットサービスの利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
 - (5) 電波状態等により、インターネットサービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (6) ショートメッセージ通信モードに関する提供条件は、当社が別に定めるところによります。
- 5 データ通信モードに係る高速通信モードによる通信は、第26条（追加データ量の購入申込の方法等）に規定により契約者が追加データ量を購入したとき又は付与されたとき以後の消費データ（契約者回線との間において伝送されるデータ（制御信号のうちデータとみなされるものを含みます。以下同じとします。）をいい、128k通信モードにより伝送されるデータを除きます。以下同じとします。）の情報量が、それら追加データ量に係る上限データ量を合計した量に達するまでの間に限り行うことができます。

(注1) 本条第1項の表の数値は実際の伝送速度の上限を示すものではありません。また、通信の伝送速度は通信の状況等により変動します。

(注2) 通信のふくそうの状況により、一定期間内においてその契約者回線から行ったデータ通信モードによる通信に係るデータ量に応じてデータ通信モー

下の通信の伝送速度が低下することがあります。

(追加データ量の購入申込の方法等)

第26条 契約者は、追加データ量の購入の申込みをするときは、当社が別に定める方法により、契約事務を行う JWSIM サービス取扱所に申し出ていただきます。

2 前項の場合において、契約者は、当社が別に定める方法により次表に規定する料金額を支払っていただきます。

1 追加データ量ごとに

| 区 分 | 料 金 額 | 上限データ量 |
|----------------|---------------------|--------|
| 追加データ量 (100MB) | 税抜額 200円 (税込額 216円) | 100MB |
| 追加データ量 (500MB) | 税抜額 700円 (税込額 756円) | 500MB |

3 前項の規定により支払われた料金額は、通信の利用の有無又は契約の解除にかかわらず返還しません。

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、契約者が当社所定の条件を満たしたときは、当社が別に定める方法により追加データ量を付与します。

(契約者回線との間の通信)

第27条 JWSIM サービスの契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が、営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続点との間の通信)

第28条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が別に定めた通信に限り行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第29条 JWSIM サービス、Xi サービス及びFOMA サービス並びに回線卸 Xi 及び回線卸 FOMA (卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

2 当社は、前項の規定によるほか、JWSIM サービスの通信に関して、次の措置をとることがあります。

(1) 当社が定めるソフトウェア又は通信プロトコルを利用して行う通信を制限する措置

(2) 当社が定めるデータ量を超えるデータファイルの送受信を制限する措置

(3) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

(4) 一定期間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

(5) セッションの設定が長時間継続されたと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

- (6) 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置
- (7) 通信がふくそうする場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置
- (8) JWSIMサービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じたと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置。
- 3 当社は、前2項の規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得された又は当社のケータイ補償お届けサービスご利用規約、ケータイ補償サービスご利用規約若しくはケータイ補償サービスfor iPhone&iPadご利用規約（以下この条において「ケータイ補償お届けサービスご利用規約等」といいます。）に規定する旧電話機（その端末設備の購入日から起算して当社が定める期間内に、ケータイ補償お届けサービスご利用規約等の規定に基づき補償対象となったものに限ります。）であると判断し又は代金債務（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。）の履行が為されていない又は履行が為されない恐れがあると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。
- 4 JWSIMサービスの契約者回線に接続する自営端末設備によっては、JWSIMサービスの一部が利用できない場合があります。
- 5 JWSIMサービスの契約者回線に接続する自営端末設備が、第16条（自営端末設備の接続）に規定する技術基準適合証明規則、無線設備規則、第16条（自営端末設備の接続）第3項第1号に定める技術基準、別表の技術基準及び技術的条件又は事業法施行規則第31条で定める場合に適合しないときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

（注）当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

（通信の切断）

第30条 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

第3節 情報量の測定

（情報量の測定）

第31条 データ通信モードに係る消費データの情報は、当社の機器により測定します。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約者が、当社が別に定める方法により申し出を行ったときは、当社が指定する接続先への通信について、その接続先に係る電気通信事業者が行ったものとみなして取扱い、その契約者に係る消費データ量の測定の対象外とします。
- 3 当社は、第1項の規定により測定する情報量について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、当社が別に定める方法により算定します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第8章 保守

(当社の維持責任)

第32条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第33条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表に規定する技術基準及び技術的条件又は第32条第5項第1号に定める技術基準に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定によるほか、契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第34条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、JWSIMサービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第35条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第29条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係る電気通信設備を当社が別に定めるところにより優先的に修理し又は復旧します。
- 3 当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に契約者識別番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第36条 当社は、JWSIMサービスを提供すべき場合において提供しなかったときは、そのJWSIMサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、JWSIMサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのJWSIMサービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりJWSIMサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

第37条 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等接続の技術的条件の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第38条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(端末設備等の持込み)

第39条 契約者は、次の場合には、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）若しくは自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）又はSIMカードを当社が指定した期日（別に定める営業時間内に限ります。）に当社が指定するJWSIMサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
- (2) 第16条（自営端末設備の接続）から第19条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に基づく自営端末設備の検査又は第20条（自営電気通信設備の接続）から第23条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。
- (3) その他当社が必要と認めるとき。

(利用に係る契約者の義務)

第40条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要なときは、この限りではありません。
- (2) SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- (3) 当社が貸与するSIMカードを善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (4) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (5) JWSIMサービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (6) 当社が別に定める基準に適合しない移動無線装置により、エミュレーション機能（移動無線装置に接続した端末設備等により、その移動無線装置を操作できる機能をいいます。）を利用してデータ通信モードによる通信を行わないこと。
- (7) 位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報であって、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に規定する位置登録制御に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

- (8) 当社又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為を行わないこと。
- 2 当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めるときは、前項の規定に違反したものとして取り扱います。
- (1) 広告又は宣伝の手段として送信する電子メールについて、受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為
 - (2) 当社が大量と認める電子メールを実在しないメールアドレスへ送信する行為
 - (3) 電気通信設備等についてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録を、電子メールを利用して送信する行為
 - (4) 電子メールの受信者が、架空請求等の犯罪にあたるもの、犯罪行為を誘発する恐れがあるもの又は電子メールの利用を著しく妨げるものと認める電子メールを送信する行為
 - (5) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）又は特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規定に違反して電子メールを送信する行為
- 3 当社は、契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、前項の規定に相当する行為があったと当社が認めるときは、第1項の規定に違反したものとして取り扱います。
- 4 契約者は、第1項の規定に違反して当社が貸与しているSIMカードを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要の費用を支払っていただきます。

（相互接続通信に係る料金の取扱い）

第41条 相互接続通信は、当社と協定事業者との間の相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより利用していただきます。

- 2 相互接続通信に係る料金の設定又はその請求等については、その通信に係る接続形態により、当社又は協定事業者が別に定めるところによります。

（料金の計算方法）

第42条 当社は、JWSIMサービスに係る料金の計算において、税抜額により料金を計算することとします。

- 2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

- 3 この約款に定める料金額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

（注）この約款に規定する税込額は消費税法第63条の2に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。

（約款の掲示）

第43条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

（プライバシーポリシー）

第44条 当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。

（合意管轄）

第45条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第46条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

別表 JWSIMサービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

| 区 別 | 技術基準及び技術的条件 |
|-------------------------|------------------------|
| JWSIMサービスの契約者回線に接続される場合 | 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号） |

附 則
この約款は、平成29年7月1日から実施します。